

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成25年11月7日(木) 午後3時から午後5時
- 2 場所 東京地方裁判所第一会議室
- 3 参加者等

司会者 大野 勝 則 (東京地方裁判所刑事部判事)
裁判官 田 邊 三保子 (東京地方裁判所刑事部判事)
裁判官 北 村 和 (東京地方裁判所刑事部判事)
検察官 横 田 希代子 (東京地方検察庁公判部副部長)
検察官 永 井 晋 也 (東京地方検察庁公判部検事)
検察官 浅 井 敏 也 (東京地方検察庁公判部検事)
弁護士 高 津 尚 美 (第二東京弁護士会所属)
弁護士 山 本 彰 宏 (東京弁護士会所属)
弁護士 折 戸 誠 子 (第一東京弁護士会所属)

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

司会者

これから裁判員経験者の方との意見交換会を始めます。

私は、本日、司会を仰せつかっております地裁刑事4部の大野と申します。
どうぞよろしく願いいたします。

さて、今回の主なテーマは守秘義務と裁判員の負担ということで、守秘義務の意味や範囲、どうお感じになったか、問題はなかったか、あるいは裁判員の負担ということでは守秘義務ももちろんですが、手続全般にわたって御負担に感じたことがなかったか、特に最近問題になっている証拠の写真などの関係で、事件によってはそういうものもあったのではないかと考えております。率直なお話を伺った上で、何か改善していくべき点はないか、そのヒントを与えていただければと考えております。

今回、お集まりいただいた方は、今年の5月から8月までに判決のあった

事件で、殺人ですとか傷害致死等の事件に関与された方が5名、うちお一方は殺人が予備にとどまり、放火が中心ということです。それから強盗致傷等を担当された方が3名。また職務従事期間については5日から8日でした。

まずは、皆さんが参加された裁判員裁判事件の概要であるとか、あるいは全般的な感想、印象について一言ずつお願いします。順番で1番の方からよろしいでしょうか。

1番

担当した事件は、若い被告がお金に困って高額なアルバイトと思って参加したところ、実はおれおれ詐欺グループの一員の受け子として現場に行き、そのまま暴力を振るってしまい、住居侵入と強盗致傷ということで起訴された事件でした。

こういった裁判に関わるのは初めてで、いろいろ法律とかわからなかったんですけども、非常に勉強になったかなというところが一番印象に残ったところでございます。

司会者

ありがとうございます。

では、2番の方、お願いいたします。

2番

私が携わったのは、大学の同級生を、卒業後いわゆるネズミ講みたいなところに引っ張られて、ねたみで計画をもって、ハンマーで十数回殴打して死に至らしめたという事件でした。ただ、被告が罪を認めていたので、それほど長い裁判にはなりませんでした。

感想といたしましては、毎日連続だったので余り考える暇がなかったので、中1日か2日空けていただいて考えて、裁判に臨めたらよかったかなと思いました。

司会者

3番の方と4番の方とは同じ事件を御担当になったんですね。

4番

私たちが担当しましたのは、お兄さんが弟を殴り殺してしまったという身内の事件だったんですね。そして、酒癖の悪い弟を正すためにやってしまったという事件ですが、本人も酒を飲んでいて、そういったところでのというのがかなり中心になっています。どっちも悲しんではいたんですけど、身内の事件なんで、それがちょっとつらかったはつらかったです。

3番

あの場合は両方がお気の毒だと思います。両親にしてみれば、息子さんは両方かわいいし、かわいそうだと思う、お気の毒だなと思っていました。

司会者

印象に残るといいますかそういう事件ということですかね。

では、5番の方、お願いいたします。

5番

私が参加させていただいた事件は、詐欺グループの中でもともと詐欺を働いていたんですが、それが金銭トラブルが生じて殺人、そして死体損壊遺棄まで発展した事件だったんです。犯行は残忍なんですが、主犯格の裁判ではなくそこに従属的に犯罪を犯してしまった2人の被告人の裁判でした。

全般的な感想としましては、初めて参加させていただいたんですが、最初はやりたくないなという気持ちでいっぱいだったんですが、やはり参加する前とは裁判に対するというか、刑の確定に関してもイメージが変わったというか、これだけたくさんの方がいろんなことを精査して考えて一つの刑が決まるんだなということ、参加してみて初めてわかったのも、自分が関わった裁判はもちろんですが、別の事件に関してもその後ニュースなどで見たときに、ただ刑が何年って言われたとしても、そこには同じ殺人であってもいろいろな背景があって、それぞれに裁判員が、裁判員裁判でなくても、裁判

官や検察側，弁護側の方がたくさんたくさん資料を出して考えられて出された結果なんだと思うようになりましたし，また，裁判に参加してみて，本当に一つ一つのふだんの自分の生活がささやかでもやっぱり幸せであったりとかありがたいなと思ったりとか，そういうふうに自分の生活を見直す機会にもなって，本当にいい機会を与えていただいたなと思っています。

司会者

ありがとうございました。参加したこの事件だけではなくて，その後の報道とか見ても，いろいろ今までとはお感じになることが違うと，こういうことでしょうかね。ありがとうございました。

では，6番の方，お願いいたします。

6番

私が参加した事件は，年老いた被告人だったんですけれども，長年の親族に対する恨みから住んでいる建物に火をつけて，亡くなった方やけが人はいなかったんですが，放火という裁判でした。

参加した感想は，親族や兄弟間のトラブルが結構メインの話になったので，庶民の感覚を生かすということでは，裁判員それぞれの経験ですとか家族の関係とかっていうところで話のできたのでよかったかなと思いました。

司会者

ありがとうございました。

では，7番の方，お願いいたします。

7番

私が担当したのはタクシー強盗で，2週間のけがを負わせてしまうという事件だったんですけれども，ドライブレコーダーがついていたので，犯行が一部始終わかっている事件だったんですけれども，被告の心情みたいなものをいかに考えてあげるといえるのか，それを刑を決めるときにどこまでっていうのがとてもすごく，事件としてはもうやったことも何もかもわかっているん

ですけれども、その辺のことを決めるのはすごい難しいんだなっていうことを感じました。

参加してみて、いい経験にもなりましたし、裁判というものについても改めてニュースなどを見るときに考えさせられることがあったので、私はよかったですと思います。

司会者

ありがとうございました。では、8番の方、お願いいたします。

8番

私が担当させていただいた事件は強盗致傷事件で、被告人が2名で、別に主犯格の共謀者が1名いた事件です。被告人2名が主犯格の共謀者に脅されて、嫌々ながら閉店後のスーパーの裏手で店員さんを金品強奪の目的で襲ったと。その持っていたバッグをとろうとしたときにもみ合っけがをさせてしまったということで、けがとしては全治一、二週間のけがだったと思います。そういった事件でした。その事件当日の様子としては、スーパーの防犯カメラが一部始終を捉えていまして、その事実関係、ほとんど争う余地がないというか、細かいところ以外は争う余地がなかったというところですが、主犯格の人間が何も認めていないというところで、その主犯格の共謀者との関係性が見えてないという事件でした。

感想としましては、全部で5日間の審理だったんですけれども、初日、当日いきなり法廷に行ったというところで、非常に面食らった部分があったんですけれども、参加前はもっと知識を得なきゃいけない、勉強しなきゃいけないのかなというような感じで構えていたんですけれども、そういう意味では、情報をそのときに裁判官の方々からいただいて、その中で判断すればいいということだったものですから、その点で言えばほっとしたというところなんです。やっぱり事件としては残忍な事件ではなかったもので、軽い事件でよかったなというのは本音のところでした。

あと、審理の中で難しかったなと感じたのはやはり量刑を決めるところでして、ふだんやはりそういう事件に接していないので、判断基準が全くないというところで。一生懸命悩んだんですけれど、非常に難しかったなというところが率直な感想です。

司会者

ありがとうございました。

全体の印象につきましては、先ほど5番の方がお話しされていましたが、大体裁判員裁判にぜひ参加したかったと言われる方もおられるんですけど、一般的にはやる前はなかなかこうかなと思っていたところが、やってみていい経験になったというお話をいただいて、それはそれなりによかったなと考えたところですけども、ほかの方はどんな感じでしょうか、今の点は。同じような印象なのか、それともちょっと違う印象があるのか、そこら辺はいかがですか。もし御意見があれば。では、4番の方お願いいたします。

4番

そうですね。私はやっぱりちょっと気に入らなかったのは、文章というか、特別な理由なく呼び出しに応じなければ10万円の罰金ですよと。これは国民の義務ですからという、そういった大義名分を上から目線で。すごく腹が立ちながら、実は参加しました。ただ、家族からいいねいいねと言われて来ている人もいたみたいですけども、抽選で外れた人に「帰っていただいて結構です。」と、集めておいてまるで何か物欲しさに来た人間に投げているような言葉みたいな感じがしまして、ああ、こんなところか、やっぱり来たくなかったなと最初思いました。

5番の方がおっしゃっていましたように、実際に私、唐突に決められたってことは否めないですね。いきなり別室に呼び出されて、宣誓書読み上げさせられて、また、もう一度ファイナルアンサーがあるのかと思えばなくて、いきなりもう宣誓書を持たせて、はい、やってくださいみたいな感じで唐突

に決められてしまって、気持ちがすごく不安定だったということは覚えて
います。ですから、実際、裁判官の方とか裁判長の方とお話ししたときに、あ
あ、どこでもいるいいおじさんだなって感じる方で、何でも話して結構です
と言われて、それですごく落ちついて、ああ、これは外側から見る裁判所と
内側から見る裁判所と、とても違うんだなと感じまして、そしていろんな勉
強になったことを覚えています。ですから、感触とすればすごくよかったです。

司会者

ありがとうございました。今のお話は、若干負担の話も入ってくるかと思
いますけど、呼び出しの文書等も前々からちょっと言われているところでき
て、ただ、そもそも「呼び出し」とかいう言葉自体も何か、ちょっと来いみ
たいな感じを与えてよくないんじゃないかというのがありますけど、なかな
かこれが難しいところで、法律とかで名称が決まっているときにはそういう
名称の文書を出さなきゃいけない、あるいは先ほどの来なかったらみたいの
もそういうふうに法律で決められていますので、それはどうしても予めお話
ししておかなきゃいけないってところで、弁解するつもりじゃないんですけ
ど、そういう中でも多分、もう少し皆さんにそういう不安を与えたりとかど
うだろうって言われるようなことがないように工夫していかなければいけな
い点だなということは、裁判所内でもいつも話しております。ありがとうござ
いました。

2番の方からは、6日間で結構連続で、あんまり考える暇がなかったかな
というようなお話もあったんですが、ずっと詰められているような印象があ
ったということでしょうかね。

2番

はい。できれば、1日、2日頭をちょっと休めて、その間にいろいろ考え、
私の場合は判決の前、土日が休みだったんですけれども、その前、評議に入

る前1日置くとか、仕事の関係もそうでしたが、できれば中1日か2日空けていただけたらよかったのかなというふうに思いました。ただ、そのときの裁判長に聞きましたら、仕事の関係で連続でやったほうがいいという方も多いというふうに聞きましたので、この辺はちょっと難しいかと思えます。

司会者

ありがとうございました。

ほかに何かお感じになった方、いらっしゃいますか。多分今のお話のとおりで、間を空けるとそれだけ全体の期間が長くなってしまいうんで、休みとかが結構難しくなってしまうかなという点もあるとは思うんですけども、いかがでしょうか。あとは、例えば、これが2週間、3週間という長い事件になりますと、毎週連日というのは難しいので、そういうときは大体週4日とか、本当に長い事件の場合には3日ぐらいというような事件もないわけではありませんけれども。いかがですか。

8番

私の場合は審理の期間が5日間だったので、逆に間があかずに連続でやってよかったなど。というのは、内容を忘れずに最後までいけたというところは、私の場合は逆によかった。これは多分全体の期間に関係すると思うんですけども、というのが率直な感想です。

司会者

ありがとうございました。

それでは、また全体的な感想であるとか印象についても、最後に時間がありましたらお話ししていただける機会もあると思えますので、本題のほうに移って守秘義務と負担ということについて伺っていきたいと思います。

まず、守秘義務ですけれども、宣誓の前に裁判長から守秘義務というのがあるんだということの話があって、その後の評議の中でも折に触れて守秘義務の話、そのままではどこまでかかるのかよくわからないということもあっ

て、多分裁判長，あるいは裁判官のほうから説明があった，あるいは，皆さんのほうからお聞きになったということがあると思うんですけども，まず，その内容がどうなのか，聞いてすぐわかったか，納得できたか，それから，ちょっと広がるかもしれないですけども，そういうものを負担に思われたのか，そもそもそういうものがあることについてどう思われたのか，こういったあたりをフリーにお話ししていただければと思います。いかがでしょうか。

4 番

守秘義務に関しましては，まず，話していいことと悪いことの範囲をとりあえずは言われるんですが，はっきりしていないんですね。そのためにこれがすごく自分の気持ちにひっかかかっていまして。周囲は，マスコミを通じて知っているもので，やっぱり聞きたいんだけど，聞いてきません。それを何かもったいぶっているなみたいな，そんな雰囲気で見られてしまうんですけども，そういうところちょっとありました。

司会者

なかなか範囲がはっきりしていないんじゃないかというようなお話と，周りの方がちょっと気を遣っておられるんじゃないかというような，そんな御経験ですかね。

4 番

そうですね。周りの人間もやっぱり聞いちゃいけないんじゃないのと，話す側も話しちゃいけないんじゃないかってすごく気まずい感じになってしまう。

司会者

この辺のところはほかの方，いかがでしょうか。今の点に限りませんが，自宅や職場とかでこういう経験がありました，というようなものはありますか。いかがでしょうか。

1 番

守秘義務のことに関しましては、もう最初に結構丁寧な御説明を受けまして、基本的に裁判が終わって全て確定した後というのは、評議の内容、個人個人がどういった意見を出したか、どういうふうに多数決で決まったかって、そういった内容を漏らさなければ、事件全体のことに関しては公表されているのでしゃべっても構わないという御説明を受けたように記憶しております。ただ、実際に会社のほうに戻りまして、私自身がその話をしようとしても、むしろ周りのほうがやはりそれは聞いちゃいけないんじゃないのというような意見が多数でした。しゃべろうとしても逆にしゃべらせてもらえない、そういうことがあったのが非常に印象的でした。

ですので、本当の守秘義務っていうのがやはり社会では認知されていないのかなと。限られた中でのものなのかなというふうに非常に感じました。

司会者

それは、話そうとしても相手の方が何か言われる、あるいは遠ざかっていくような、そんな状況でございましょうか。

1 番

そうですね、大変だったねみたいなお話はいろんな方からいただいて、で、そうなんですよ、こういう事件でってさわりだけしゃべると、いや、もうその話はいいからって、そういう感じでした。

司会者

ほかの方はいかがですか。同じような経験でも結構ですので、どのぐらいの方がそういう経験されているか。逆に、余りそんなことなく、話ししたら聞いてくれたよっていう感じは余りないですか。

5 番

私も基本的には1番の方と同じで、職場に戻ったときに聞いてはいけないんじゃないかと周りが気を遣ってくれて、一応裁判員をやっているという話

をしたとしても、それ以上内容はいいよ、という感じで止められたりはして
いたんですが、恐らく私も今まではそう思っていたので、経験している人
に対して逆にこちらから聞いてしまうのは、相手が守秘義務があるのにそれ言
いづらいついていうことを明示しているんじゃないかと思って、自分も多分止
めていたと思うんですが、そういった誤解があるのを、私も最初に裁判長か
らとても丁寧に説明を受けたのと、あと一緒にされている方も今ブログやそ
ういったもので裁判員やりましたとかそういった経験をアップしている人が
いますけどいいですかみたいな質問があったときに、裁判長が、一応期間内
に、今自分がやっているっていうことを言うてはいけないけれども、終わっ
た後であれば特に問題はないということと、傍聴している方もいらっしゃる
ので、審理中に見聞きしたことに関しては、公正な裁判をしていると国民に
公開をしているので、何を話しても構わないし、逆に職場に毎日毎日通っ
ている人に関しては、私は特に6日間の審理だったんですが、途中途中日にち
があいていて、職場に行く日もありましたし、裁判が終わってから職場が近
かったのでそのまま会社に行くこともあったので、裁判長がその日ごとに職
場で聞かれませんでしたかかっていうふうにフォローしてくださって、どん
どん話してくださいと、みんながどう思っているかとかどう感じるかとか、こ
の裁判員制度に関して、事件の内容だけじゃなくて、1日、どんなふうに
裁判所に呼ばれて過ごすとか、そういったことも全く身近になかなか経験し
ている人がいないので、広くそれは知ってもらいたいので、どんどん話して
くださいと。いいことも悪いことも、先ほど、1番さんおっしゃったように、
評議の内容でなければ問題はないのでということだったので、私はむしろ積
極的に話したわけではないのですが、一応興味を持って聞いてくれる人に関
しては、事件の内容というよりは裁判はこんなふうに進んでいって、裁判長
や裁判所の方々がこんなふうに気遣いをしてくださってというような、裁判
員制度というものに関していろいろお話をする機会がありました。

司会者

ほかの方、いかがでしょうか。この辺りの経験、結構大事な話だと思いますし、ぜひほかの方も何か御経験あったら伺いたいと思います。

2番

私は守秘義務をそれほど気にしてなかったのですが、裁判の内容については法廷に来れば一般の人もみんなわかり得ることなんですね。ただ、評議でああだこうだって評議している内容に関しては絶対漏らしてはいけないんですけども、それ以外であれば、法廷に来れば、裁判が、検察がこういうものを出して、弁護人がこういうものを出してっていうのは誰でも聞けると思うんですよ。それは完全に守秘義務ではなくて公にされていることなんで、本当の守秘義務っていうのは、例えば、量刑決めるときに評議した内容とかそれだけだと思うんで、それほど私は気にしませんでした。

司会者

ありがとうございました。

いかがでしょうか。その点、今お話があったように、何か負担になっていなかったかあたりも含めてですね。

6番

私も皆さんと一緒になんですけど、裁判員の期間が終わって職場に行き、こういう事件だったんですという話を上司にしたら、え、その話しても平気なのって驚かれて、やっぱりどこまで話してくれるのかとか、話していいのかというのは、私も経験するまでは知らなかったですし、なかなか社会で理解されてないんじゃないかなって、裁判員をやって気付きました。

司会者

ありがとうございます。

7番

私も皆さんと同じで、守秘義務っていう言葉の重みで、家に帰っても何も

しゃべっちゃいけない、旦那とはもうしゃべらないようにしようみたいな気持ちでいたんですけれども、ちゃんとお話を裁判長から聞いて、あ、みんな、ここで話していることは言っちゃいけないけれども、裁判が始まってからはもうみんなにわかっているんだから、何をしゃべっても大丈夫なんだよっていうのを聞いてちょっと荷がおりましたけれど、守秘義務ってというのが一般的に知られていないことをみんなにわかるように、もし誰かに選ばれちゃったんだみたいな話になったときには、その辺のことをもうちょっといろんな人に話してあげられるようになりたいなと思いました。

8 番

私も皆さんと同じように、参加する前はやはりこの事件に関することは何もしゃべっちゃいけないんじゃないか、もっと言えば、シャットアウトされて缶詰状態でやらなきゃいけないんじゃないかというぐらいの印象だったんですけれども、最初に御説明受けて非常に安心したと同時に、話していい範囲がこんなに広いんだと思ったのが正直な感想でした。

職場の方の反応としては、1 番の方と同じように、やっぱり話をしようと思うと避けられるというようなことで、事件がどうこうというよりは、この裁判員制度とか、この自分が経験して物の見方とかやっぱり変わったので、もっと何かいろんな話をして周りの人にも知ってもらいたいなという思いがあったので、もっといろんな方とお話をしたかったなということもありまして、ぜひそのあたり、守秘義務の範囲というのが一般の方々にも認知されたほうが、制度としてやりやすくなるんじゃないかなというふうに感じました。

司会者

ありがとうございました。

3 番の方は御家族とかの関係で何か、ちょっと気になったとかそういうことはなかったですか。裁判の話をしていいのかどうか、事件、こんなもんだったよってというようなことを周りの方にお話とかされましたか。

3 番

主人には話しました。あの場合は、両方はやっぱり大変だねって。
よその人とは、そういうことは言いません。

司会者

ほかの方も、職場のお話はされていましたが、御家庭ではある程度問題ない程度にどんなことをやっているというのは御家族の方もお聞きになったし、皆さんもお話になったと、そんな感じですかね。

1 番

家庭では割と長く話ができるので、守秘義務の話から順序立てて話ができるという意味では、割合理解を得られたとっております。自分もきちっと話をすることができました。

司会者

ありがとうございます。ほかの方はいかがですか。

6 番

主人はすごく興味があったみたいで、帰ったらすぐどうだったの、どうだったのって毎日聞かれて、話す時間は家なのでたくさんあるので、法廷でのこととか自分の今日はどうだったかとかって感想みたいなのはすごく、家では話しました。

司会者

一応、裁判長から評議の秘密云々みたいな話はされて、なかなかそこはやっぱり自分でもセーブして、例えば家族の方でもなかなかそれはやっぱりちょっといけないかなと、そこら辺はそんな印象ですか、皆さんうなずいていらっしゃるんですけど。わかりました。

ちょっと観点を変えまして、もともと根本的なところなんですけど、裁判長から説明があったと思うんですけど、いろんな理由があって「守秘義務」と法律で定められていますし、一応それがないとまずいだろうということで定め

られている、その趣旨だとかそういうことは皆さん基本的に御理解いただいたということによろしいでしょうか。意見としては、そうはいってもいろんな事情はあるかもしれないけど、やっぱり話しにくくなるということで、守秘義務とかそもそも在り方を考えたほうがいいんじゃないかという意見もございますので、そこら辺のところでは皆さんにまず、率直な意見で伺えればと思うんですけども、やむを得ないところじゃないのかという御意見、基本的にそうなのか、それともあるいはそもそもその在り方みたいなことについてちょっと考えたほうがいいんじゃないのかとか、そこら辺はいかがでしょうか。これは特に後者のほうについて御意見があれば伺おうと思っておりますけれども。その点は皆さん、ある程度は仕方がないという、こういう御理解ということによろしいのでしょうか。

それから、もう一つ、それに関する裁判官の、裁判長が中心ですけども、その説明はいかがだったのでしょうか。何かわかりにくいとか、そういうことはなかったですか。特に、一番初めに4番の方からお話ありましたときに、若干範囲がわかりにくいというところがございまして、先ほどブログでどこまで話をしているかというような話もありましたし、その辺になると多分なかなか個別に聞かないとわかりにくいんじゃないかと思いますが、説明がわかりやすかったかどうか、あるいは実際に話しているときに、何かこれはもしかするとまずいんじゃないかと思ってちょっといろいろ考えてしまったとか、そういうような御経験があればお話しただければと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

先ほど、4番の方から範囲がちょっとはつきりしないところがあるんじゃないかと。例えば、もう少し具体的にお話しただくとしたら、どこら辺になりますか。

4番

特にそういうふうについてちょっと話しにくいんですが、先ほどの1番の

方が明確に話していらっしゃいましたが、あのぐらいの説明ではなかったということです。どこまでしゃべっていいかっていうことに関して、何か感覚的には5行ぐらいの項目ぐらいのことをだらだらとしゃべった後に、今日ここは話してもいいですけども、ほかはだめですみたいな。だから、そうっちゃうと部分的に話していい部分と話しちゃいけない部分があるので、結局話さないほうがいいっていう。

司会者

結構、その日その日で具体的に、ここまではいいけれどもと。

4番

そうです。今日のこれはここまでいいですけど、それ以外のことは話さないでくださいなんてこと言われちゃうものだから、結果的には守秘義務ってすごく難しいものだろうなと。自分的にはすごく難しいもの、厄介なものだと思っています、気持ち的には。一つ鍵をかけられているみたいな気がします。ですから、やはり1番の方がさっきおっしゃいましたように、クリアなラインを引いて、ここまでの話はしていいけど、これから先のことは話してはいけないっていうことを明確にさせていただければ、なかなか難しいのかもしれないんですけども、ありがたいかなと思いました。

司会者

よく言われていることなんですけども、要するに、評議はだめなんだよと。法廷のことは基本的にいいけれども。要するにプライバシーとかいろんな問題が絡んでくることはいけないんだと。多分一般的にはそういう説明になると思うんですけども、そういう説明でもある程度イメージとしてはわかるかというところはどうなんですかね。

4番

ちょっと何となくそれはわかるんですけど、でも、やっぱりいかにも腫れ物に触るみたいな話ししましたが、似たようなところが私どもの気持ちの中

にあつて、下手にそこに触れてしまつて、話している間に言つてしまつたらこれは法に触れるんじゃないかつていう気持ちがあるので、結果的には話せないみたい。これは個人的かもしれませんが、私は特にそういったところを強く感じました。話しにくいとか公表しにくいとか、でした。

司会者

ほかの方ですと、具体的にこの日のこういうのはいいとか悪いとかいうような話をされたという、そういう御経験の方はいらっしゃいますか。私自身は、今日のこれはどうでしょうかつて皆さんのほうからお話があればしたかもしれないんですが、あんまりそういう経験がなかつたものですから。

今もお話にありましたけど、その辺が、負担の関係なんですけども、若干それがストレスに感じたりとか、そういうことはなかつたでしょうか。過去のこういった場での発言を見ていますと、やっぱり必要はわかるけども、何か一生負わなきゃいけないような分、しゃべりたくなるんだつていう意見を言われている方、しゃべりたくてしようがないのにこれがあるからしゃべれないつていうのは、すごく体調を崩すとかそういう話ではないですが、やっぱりかなりのストレスを感じるつていうことをおっしゃっている方もいらっしゃるようなんですけども、皆さんはどうでしょうか。それは余り感じられなかつたか、それともやっぱり一定程度はそういう負担みたいなのお感じになつたのか、いかがでしょうか。

2番

私ごとなんですけれども、私もちょっと医療でカルテを扱います。これに関しては守秘義務がございますので、自分自身はこの言葉については全く、大げさな言葉だと思わないんですけれども、普通の一般の方、こういう言葉知らない方はいきなり裁判所に来て守秘義務つていうと、ものすごく重く感じると思うんです。だから、私はさっき余り気にしてないつて言いましたのは、考えてみたら自分も守秘義務を持っているんで、だから、多分、言葉ももう

ちょっと何か裁判員裁判のときはやわらかい言葉で、法律上こういう言葉を使わなきゃいけないのはわかりますけれども、もうちょっと砕いて説明されたほうが良いような気がします。

司会者

法律とかで使う言葉なので、言葉自体はそうであるけども、その範囲がどうのこうのという前に、そもそもこういうものだっていう、もう少しわかりやすい説明を考えたほうが良いと、こういうことでしょうかね。

2番

はい。だから、簡単に言うと、誰でも知り得ることは別に守秘義務ではなくて、その場所、ある当事者、それしか知り得ないことは、今、個人情報保護法もありますし、外に漏らしてはいけないと。だから、さっきも言いましたけれども、法廷で知り得ることは全然守秘義務ではないわけです。評議の場で裁判官、裁判員の中で話していることは普通の人には聞けないわけです。そういうものはやっぱりはっきりと外に漏らしてはいけないよというふうな、ちょっとやわらかい言い回しがあればいいなとは思っています。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。

8番

私もどちらかというところの守秘義務に関しては特に負担を感じているところは全くなかったんですけども、先ほど参加する前は非常に大げさに考えていたと申しあげましたけれど、最初の裁判長の御説明を聞いて、非常に納得したので、それ以降は特に負担に感じることはなかったです。

今ちょっと思い返してみても、2番の方がおっしゃったように、私も仕事上で守秘義務というのはお客様に対して非常にふだんから意識をしているために、余り負担がなかったのかなというのもちよっと感じました。全くそういう概念がないと、やっぱりわかりづらいのかなというのは今ちよっと思った

ところでは。

司会者

ありがとうございます。2番の方も8番の方も職務上守秘義務があるということで、ずっと入れたっていうところもあるようなんですけれども、多分、ほかの方は必ずしも守秘義務を持っていないという方でしょうから、その辺で言葉の抵抗みたいなものはいかがだったですか。お感じになったか、あるいはそこら辺も含めてある程度、裁判長なりのほうで説明させていただいたとか、そういう印象でしょうか。

1番

私は2番や8番の方と同様に、仕事の面で守秘義務を持っておりますので、守秘義務という言葉に対して慣れているということはあったかもしれません。

今回、評議室の中に関しての守秘義務ってというのは、これちょっと御説明を受けたのか、自分で勝手にそう理解してしまったのかというのは曖昧なんですけれども、裁判員自身を守るためにそういう守秘義務を課せられているという認識で私はいたんですね。恐らくそういったニュアンスの説明は受けたと記憶しております。やはり、評議はどうしても最終的に量刑を決めなければならぬという中で、多数決で決めてしまうということはやはりどこかにボーダーラインというのがございまして、そのボーダーになったときに、やはりそれが公開されてしまうと、その方が攻撃を受ける可能性も当然出てくるかなと思ひまして、そこは非常に重要なところというか、守秘義務はやはりあって然るべきかなというふうに私は思っております。

司会者

ありがとうございます。

一言だけ補足しておきますと、多分その点はただ皆さんに守秘義務がありますよと言っただけではどうしてなのか、納得いただけないところがありますので、各裁判長なりに工夫して、こういうところって今お話があったよう

に、皆さん御自身を守るためにもこういう制度が必要なんだということは多分きちんと説明した上で、お話ししているとは思いますが。

4 番

私の判断というか、裁判長から言われたときの判断としまして、守秘義務で感じたところは、評議の内容はもちろんそれを漏らしたらいけないということは、それは守秘義務の一つに入るということだったんですが、言われていたのが、法廷内であった話の中でも言っちゃいけないことがあるんだよ的なニュアンスで、だから、その内容を抜粋して大体ここからここまで言われて、いきなり言葉で言われるもので、こっちも控えているわけじゃありませんので、ですから、そこでロックをかけられてしまったような、何もこれは人にはしゃべれないんだなって思うことが、逆に言うと守秘義務のような感覚で捉えてしまったんですね。ですから、そこがちょっと、確かに評議内容に関しては言うてはいけないということは誰でもわかることなんで、それはそうだったんですけども、それ以外のことは言ってもいいという認識はなかったです。

司会者

さて、今まで守秘義務ということでいろいろ伺ってきましたけども、皆さんの話を伺うと、裁判員になった後は説明とかがあるのですが、それよりは一般に皆さんの周囲の方も含めてなんですけど、もう少しやはり一般の人にそれが伝わるような、何かそういう活動が必要なような感じするんですけど、それは、皆さんうなずいていらっしゃるんですけど、皆さん思われるところですかね。

報道の関係の方にもそういうのを、ぜひこのような声があるということをお伝えいただくのが多分、一つの大きなことではないかとも思うんですけども、裁判所としても何らかの活動をしたほうがいいかなと考えているところもありまして、なかなか皆さんからこういうのどうだということをお話しいただく

と難しいかもしれないですけども、何か皆さんのほうで、こんなことしてみたらいいんじゃないのというようなことで、これはもう本当に思ったまま、思いつきみたいなことでも結構ですけど、何かございますか。例えば、そもそもそれが伝わっているかどうかわからないですが、裁判所というのはホームページを最高裁以下持っていますので、そういうところにそのような話をするというのは簡単には1つ考えられることではないかなと思うんですけども、皆さんのほうで何かございますか。なかなかそこら辺は難しいですかね。

1 番

今、ホームページに掲載されるというお話がございましたけれども、今回、やはり裁判員に選ばれて初めてそこでホームページを開いたというのが実際のところでございます。通常的生活をしているとなかなか裁判所のホームページを見る機会というのはございません。ですので、やはりそういう周知をされるのであれば、例えば駅に何かポスターを張っていただくとか、本当に万人に触れるような方法を考えていただくのがよろしいかなと思います。

裁判員制度が始まった当初は広くいろいろなアナウンスされておりましたけれども、正直、裁判員のこの通知が来たときも、あ、やっていたんだってというような印象だったんですね。ですので、そこはコンスタントにそういったPRをされていかれるとかがかなと思います。

司会者

ありがとうございます。まことに耳の痛いところで、発足当時のことを考えてみますと、当時はかなり、とにかく何とか広報ということでみんなも頑張っていたんですけども、今やってないというわけではないんですけども、あのころから比べると、というところは感じるようになりますね。本当に貴重な御指摘ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。

大分、守秘義務のほうに時間をかけてきましたので、そろそろ負担のほうのテーマに移りたいと思いますが、この時点で、守秘義務の関係で出席の方から何かお聞きになりたいということございますか。もちろん後でも結構です。後でまとめてということでもよろしいでしょうか。

それでは、よろしければ、今度は裁判員としての負担ということについてお話を伺いたいと思いますが、先ほどお話ししたように、守秘義務というのもやはり負担の一つになるということは、それは間違いないと思います。ただ、それに限らず、裁判員として出席されて、手続全般についてやはりかなりの負担感があったのではないかと思います。

そこで、まず伺っておきたいのは、全般、あるいは個別の手続ですね、選任であるとか審理の期間とか、お話ししたように仕事の関係、最近は裁判員の関係で特別休暇とか設けられている会社も多いというふうに伺っています。ただ、なかなかそれをとるというのも大変でしょうし、例えば、お話があったように、それをとるような形で来ていながら、抽せんで落ちてしまうというようなこともございます。あるいはお話があったように、選任される前にも多分緊張感みたいなものはあるでしょうし、選任後にも、終わった後も何かちょっとあの事件はというようなこともおありだったと思いますので、そこら辺のところ、もう余りテーマは限定しませんので、皆さんが特に負担を感じられたのはどこら辺なのか、そのところはいまだに残っていないかというあたりのところを率直なことを伺いたいんですが、いかがでしょうか。

8 番

私が実際に経験した中で負担に感じたところといえば、やはり日程に関する仕事の調整の部分です。5日間だったということもあって、そういった意味では調整ができて参加もできたんですけども、これが2週間、3週間、長期になると、非常に実際には難しい、参加自体が困難かなというのは感じました。ただ、5日程度であれば、夏休みをとったような感覚で何の予定を入

れる日数にしても調整は必要ですから、これはある程度やむを得ないのかなというふうには思っております。

あと、ほかに負担に感じたところというのは、事件の内容が、私の場合はさほど重くなかったという語弊があるかもしれませんが、そういう意味では余り負担に感じることはなかったんですが、やはり事件が重大な事件になってくると、これは精神的な負担というのもあるのかなというのは、ちょっとこれは想像の域ですけども、やはり思いました。

司会者

今のお話で、結局、事件の内容からいって、内容であるとか証拠関係ということで負担を感じたりとか、後で尾を引くようなことというのは、今回の事件に関しては特になかったと、こういうふうに伺ってよろしいですか。

8 番

そうですね。やっぱり非日常的なことではありますので、印象には残っていますし記憶にも鮮明に残っております。その事件の概要ですとか、いろいろ思い出すこともあるんですけども、それ自体が特に負担になるようなことではなかったです。

司会者

審理だとか評議等が非日常ということで、そこら辺のストレスとかそういうのはいかがだったでしょうか。

8 番

ストレスがないと言えましょうになりますが、もうこれは日常的に仕事していてもストレスはありますので、それと比べて非常に強いストレスを感じたかというところではなかったです。ただ、最後の評決の前っていうのはストレスというわけではないですけども、家に帰ってからやっぱり真剣に考える時間がありました。なので、これが事件が重大になってきて、それこそ死刑になるならないとか、無期懲役になるならないとかっていうことになる

と、やっぱりもっと負担に感じるのかなというのは思いました。

司会者

ありがとうございました。

7番

8番の方と全く一緒という感じなんですけれども、初めにお手紙が来たとき、1年間の間にとって、来るわけないわって思って放って置いた書類をいざ、もう一回来ちゃったと思って読み返して、え、これは会社にも休みをとる手続をしなくてはいけないしと思ったりして、私のところは簡単に休めるような会社だったのでいいんですけれども、一緒になった方では、断れないのかって言われたっていう方もいらっしゃいましたし、お昼休みとかにも今は社へ向かわなくてもパソコンとかでもできるお仕事の方は、お仕事をそこでなさっていたりしたので、もうちょっと会社側が休みをとれるような、何か裁判所のほうでアピールとか何かしてあげないと、男の方は、女の方もそうですけど、会社を休んでというのはやっぱり大変なことなんだなというふうに。みんながやらなくてはいけないことなんですけれども、もうちょっとわかってもらえるようになるといいんじゃないかなというふうに思いました。

私も比較的、もうこの人が犯人ですってというのがわかっているような裁判だったんですけれども、やっぱりこれはまたちょっと内容が重かったりとかすると、家に帰って考えたりすると、少し負担にもなるのかなというふうに思いました。

司会者

8番の方の事件も7番の方の事件も基本的には争いがない事件ということで、そこら辺、ある程度少し気が楽なところはあったと、そういうことですかね。

7番

はい。犯人の生い立ちとか、精神状態とかそういうことについて審議する

時間がいっぱいあったんですけれども、これがもうちょっと重い犯罪を犯した方の裁判に携わっていたら、もっとその方の心情とかそういうことを考えたりすると、もっと日程も延びていってしまうのかなって、その辺が負担かなっていうふうに思いました。

司会者

その点では、2番の方、5番の方あたりの事件が、日程的なものもありますが、ともかくとして、やはりかなり重いという、そういう点はちょっと大変だったかもしれないですね。

6番

負担というところでは、3番さんと4番さんが担当された事件とも似ていると思うのですが、家族のいざこざの延長で起こってしまった事件だったので、被告人だけが悪いわけじゃないんじゃないかなとか、あと、被告人が割と年齢がいつている方だったので、そういう意味でも結構、同情というわけじゃないんですけど、率直に言うとやっぱりかわいそうだなっていうのがずっとありまして、割と家に帰っても事件のことを考えてしまう期間はあったなというのは、今、振り返って思います。

評議のところでは、量刑を決めるときに、本当に自分の意見が反映されて量刑が決まるんだなっていうときにすごく、負担という悪い言葉かなという気がするんですけど、重いことをやるんだなっていうのはありました。

司会者

ありがとうございました。

5番

今、事件の重さというかそういった点でお話があったので、それに関しては、最初に選任手続に行った日に、この事件は裁判員裁判ですっていうお話があったときに、耳にしたことがない事件だったので、こういう事件があったんだなってその場で初めて知ったんですが、内容を聞いていくうちに報道

されていたものを自分で見るようにもしたのもあって、お金が絡む殺人ではあるんですが、死体の一片も残っていないということで、写真を見るといったことは逆になかったんですが、そういったことで被害者の方もいらっしやらないのであれなんです、御遺族の方が出てこられたりとか。それを最初聞いたときには、そういった事件を担当するということに関しては、とても負担に感じたというか、そういった事件であれば、当然量刑も重いでしょうし、そういったものを自分が何も無知な状態で意見を言う、そして人を、裁判員の方も初めてその場でお会いする方々に対して、その中で自分がこうであるという意見を言うことに対してとても抵抗があって、多分そういうことを恐れて初日に裁判長が皆さんのことを察せられたんだと思うんですが、最初から、よければ皆さん、名前で呼び合いましょうとか、個人の情報とかもその場で話せる限りどんどん進んで皆さんお話をされたりとか、お昼もなるべく一緒に食べたりとか、そういった部分で裁判長がとてもフォローを入れてくださったので、最初に感じていた事件に対しての、重さは当然あるんですが、審議していく中でのストレスが大きくなるというよりは、裁判長、裁判官の方々を含め、なるべく評議のことはもちろんですが、この場で一緒に経験をした人でないとわかり得ないことなので、どんどん話をして、お互いに同じことを共有することでそういったストレスが少しでも和らぐのではないかと。事件は内容的にとっても残忍ではあるし、かといって別の方に話してその気持ちがわかるかといえ、なかなか経験してない人にはわからないことなので、そういった部分を含めて、裁判官の方は特に今までたくさんの事件をそういうふうに担当されていて、そういった部分を回復するというか、メンタルを強くするというか、ストレスを軽減するような手段もしていることが多いので、なるべくはそのようなフォローを裁判が終わってほしいということで、裁判員の間でも仲よくなってその後もメールのやりとりや、また今後の集まりもあるんですが、そういったところに裁判官も一緒に参加を、

よければ呼んでくださいというふうにおっしゃってくださって、そういった部分で精神的なケアというのは私たちは恵まれていたのではないかなと思います。

選任手続の初日に、写真は残っていません、死体が出てきてないので残っていませんということもお話ししてくださって、その後は、事件の内容はこうですが、皆様が忌憚のない意見を出すために、最初に仲よくなるというかそういうことが必要なのでということで、緊張感を少しでもほぐすために、初日に法廷を案内して下さったり、評議室を案内して下さったり、途中で裁判長の方々がいらっしゃるお部屋にも御案内いただいて、本当に気さくに、御自身の御家族のことも写真を見せてくださったりとか、本当にお気遣いがとてもありまして、そういった面で精神的な部分というのは特に負担は残りませんでした。

あとちょっと私の仕事上、総務人事を会社でやっておまして、最初に裁判員制度が始まったときに呼出状が来た社員がいて、そのときに初めて会社としてどう対応するかという話し合いを直接聞いていた部署の人間だったので、弁護士さんに相談して、うちの会社は公休にしようっていう話も出ていたので、そういった意味では、会社に対する報告や休みをとるということに関してもちろん上司の理解もありましたし、日程に関して選任手続で半日、翌日がお休み、その後3日間審理、で、翌週、最初の1日がお休みで火曜日からまた3日間審理という日程だったので、私が受けた時点で会社に報告していましたが、はっきり自分が裁判員に選任されたっていう話をして1日半あったので自分の仕事の調整もできましたし、3日間行ってまたお休みと、会社に行く日もできたので、精神的な部分に関して仕事面でもとても負担が少ない、事件の内容はとても重いんですが、そういった意味で負担は少なかったように思います。

司会者

ありがとうございます。今お話があったように、写真等、そういう問題はなかったけども、事件内容からするとかなり重い、そのままとかなり負担があった事件だったけども、お話ししていただいたような配慮が大分あったんで、その後の部分で今のところ特に問題になるようなことはない、こういうことでよろしいですかね。

5 番

はい。

司会者

ありがとうございました。

4 番

先ほど冒頭で申しましたが、やっぱり最初はすごく裁判所ってところに抵抗があって、文面がすごくかたくて、何かまるで被告人扱いのような文章が来るのですごく嫌でした。いわゆる10万円の罰金の話ですとか、行ったら行ったで当たらなかった人はすぐ帰って結構ですというような、やり方がまずいと思うんですね。もうちょっとやわらかい、何ていうのか、一般の社会であるようなやり方でやれば問題ないんでしょうけども。

それと決定の仕方が流れ作業なんですね。選任されたらもうすぐ違う部屋に入れられ、そこですぐ宣誓書をみんなに配られ、はい、やりますよ、今から、みたいになっちゃう。これはやはり導入部分のところですごく負担を感じました。嫌だなど。もうこのままだったら、まるで自分たちが被告人扱いされるようなことになるんじゃないかみたいな、そんなようなイメージを受けたものです。

ただ、裁判長と懇談している中でそういった誤解は解けたんですけども、それまではその入り口のところが一番の負担で、その次は、そうですね、一応殺人事件ですけども、4日間で確かに終わったんですけども、写真も見ました。そんなに凝視しなくてもいいよということで、ソフトフォーカスして

あるからといっても物が物ですから。大体、他人の人生をこんなに真剣に話し合うことってないと思うので、すごく勉強になった部分もあったんですけど、やっぱりあの人はどうなったんだろうと考えたりもします。

ただ、逆に言いますと、たったの4日間で決めてよかったのかと。何か決めるのが軽いのではないかというふうに逆に感じました。ですから、確かに休みがあって時間がありましたけども、待てよ、殺人事件なんだよな、もうちょっと掘り下げることがあってもいいんじゃないのと思ったんだけど、実はちょっと驚いたことの中の1つで、1枚の起訴状が配られて、それをもとに法廷の被告人の証言と検察官の方、弁護士の方の内容を受けて、その人の運命を左右するジャッジをするわけなんで、そのことで、実は私、最初、私、裁判長に質問したんですね。裁判長、この事件は精査されているのですかって聞きましたら、いや、この1枚の起訴状をもとに審議をしているんだってというようなことを、正しいか正しくないか私はわかりませんが、そのように私は受け取ったんですけども。

ですから、そんな中で、簡単な話が、弁護士の方がおっしゃること、検察官のおっしゃること、そして、その中で評議をして決まってしまった。たったの4日間で、これでいいのかと。それと、責任感的な負担ですかね、を強く感じましたですね。普通では、裁判所の見解があって、それなりのその書類をやりとりして、裁判所的にはこう考えているという話があつての裁判なのかと、私は基本的に誤解していましたもので、それが1枚のいわゆる起訴状しかデータがないので、本当にこれでいいのかなと自分は思って自分なりにすごく心配しました、4日間でこんなものでいいのかって。それが負担といえば負担だったのかなと思います。

司会者

そこら辺は裁判のやり方というのは制度としてできているものですから、どんな内容なのか、裁判官というのは事前に見られないとかそういうのは法

律で決まっているのでなかなか難しいところあるんですけど、そういうところでいいのだろうかというお気持ちはそれはわかります。

写真のほうも、もう後に残ってというほどではなかったですか。

4 番

いや、やっぱりふだん見ませんから、心して見たつもりですけども、とりあえずやっぱり見ないといけない。それと殴り殺したっていう事件なものですから、男性の方の長髪の方だったんですけども、一握りっていうか、髪の毛がその方のそばに一緒に写してあったんですね。偶然撮った写真だという話でしたが、引きずり回したっていう事件だったものですから、そんな写真入れちゃうと心証に影響するんじゃないかと、検察官の方が別にそれについては言っていないので、写真載せないほうがいいんじゃないかとかって実は思ったんですね。やっぱり血液が飛び散っていてあんまり気持ちがいい写真ではなかったですね。思い出すと、すぐ思い出せます。

司会者

わかりました。

では、3 番の方も同じ事件を担当されたということで、同じ事件担当されて、今、この点がやっぱり大変だったな、負担だったなと、何でも結構ですけども。

3 番

お兄さんが弟さんを3回か4回ぐらい殴ったときに亡くなっちゃったんですけど、こんなに早く亡くなるとはお兄さん思ってないから、それをすごく悔やんでいるところはございましたので、御両親もやっぱり大変ですよ。自分の子供が両方悪くなっちゃうわけですからね。やっぱり、そういうのを気をつけてあげたらよかったのになと思います。

司会者

そこら辺の事件の内容は、いろいろ自分で考えていると、気持ちが動揺す

るようなところもあって、御自身ちょっと負担に感じられていたとか、一番はその辺という感じですかね。

3 番

そうですね、はい。

司会者

この期間、ずっと毎日10時から5時までと、そういうのが大変だったとかそういうことはなかったですか。それは始まってしまえばっていう感じですか。

3 番

はい、そうですね。

司会者

2 番の方の事件が今回の中で一番量刑的に重いという意味で、結構大変な事件だったんじゃないかとは思いますが、よろしく願いいたします。

2 番

私のは殺人事件で、まず最初に感じたのは、やはり人が人を裁くという、そのことなんですね。だから、量刑に関して、最初は我々も参加するとは思ってなかったんですけども、その人のこれからの生活がある程度決める責任が出てくるので、人が人を裁くっていうのは大変なことなんだなっていうのは全体的な感想です。

それから、選任手続なんですけれども、選挙管理委員会から名簿って、無作為に選んでいるかと思いますが、ちょっと殺人事件に関しては、できれば医療関係者1名、無作為に選んでいるから無理かもしれませんが、入ると殺害の方法とかその辺ある程度アドバイスできるので、それがあるといいなっていうのは率直な感想です。

それから、一つ、殺人事件に関しては、殺意と計画性っていうのがありまして、弁護側のほうから計画性が稚拙だという言葉が出てきたんですが、計

画性っていうのは高いか低いかで、計画の内容が優秀か稚拙、それに分けられると思うんですよ。だから、計画性が高いけれども、内容が稚拙かどうか、あるいは計画性は低いけれども内容は優秀だっていうのもたまにはあるかもしれません。その辺ちょっと弁護側の意見でちょっと気になったところがあります。

それから、写真に関しては、ハンマーで十数回殴打しているので、殴打された顔の写真は検察側が証拠として提出したかったんですが、裁判長がそれは拒否しました。遠くから写した御遺体に落ち葉がかかっていたんですけども、顔はよく見えないような小さい、そういう写真が1枚見せられました。恐らく十数回殴打された頭部、普通の人が見たらやっぱりかなり残るんじゃないかなと。私は仕事柄、見ても多分、全然平気だと思いますけれども、その辺も裁判長がほかの方のために配慮してくださってよかったのかなと。そういうことです。

全体的にそんな感じですよ。だから、いわゆる本当の個人的な負担というのは、実際、選任でまさか当たるとは思わないで、私、木曜日休みだったので、その選任、木曜日行って外れて帰ろうと思ったら、一番最初に番号が出てしまっていて、それで慌てて、個人でやっているもので、翌日からキャンセルの電話して1週間ぐらいちょっと仕事を休みました。その辺がさっき、我々のような仕事だと連続して休むと苦しいので、その辺は難しいでしょうけれども、その辺も入れていただければと思います。

司会者

ありがとうございます。

1 番

私が担当させていただきました事件もそんなに重い事件ではなかったので、そういった意味での精神的な負担というのは余りありませんでした。ただ、被告が割と年齢が若く、自分自身の子供と近い年齢だったものですから、親

の責任などをむしろいろいろ考えさせられるという部分がありまして、どうしても親が悪いんじゃないかと考えてしまう部分もございまして、そこを聞き分けながらきちんと判決まで持っていくというところで、ちょっと精神的に、自分の対外的な部分と内面の部分との区切りという難しい部分がありました。

あと、実際に皆さん、仕事の話がされているんですけども、私自身のお話をさせていただきますと、まず年末にこういった形で選挙管理委員会のほうから無作為に選ばれてというところから、実は会社のほうに報告をしております、これ先ほどの守秘義務にも関わってくるんですが、それも本当は言っちゃいけないんじゃないのって会社で随分言われたんですが、そこから話してもいい、実際に選任手続の書類が来たときもまたすぐ会社に報告をして、万が一選ばれてしまったときの対処っていうのもできておりましたので、本当に特段、そこでストレスっていうのは全くありませんでした。

会社自身がもう裁判員休暇というのを用意しておりまして、日程などの区切りというのも全くなく、裁判員裁判に参加するというのは全て休めるという状態でしたが、実際、私が参加させていただいた裁判、裁判員になられた方っていうのは、皆さん、会社員の方だったんですけども、裁判員休暇があるっていうのは私だけだったんですね。皆さんやはりいろいろな形で会社のほうが配慮されていたようですけれども、有給休暇を使われた方、あと多かったのが、実際は会社に出勤しているような形にしているんですけども、裁判員に参加されているという方がいらっしゃいました。万が一、この裁判所に来ている途中で事故に遭ってしまったりとかっていうと、実際会社としては勤務中になっているはずなんですけども、そのあたりってどうなるんだろうって後でいろいろ考えましたので、やはりそこはきちんと裁判所のほうから誘導していただいて、きちんと会社にそういったこと、有給休暇と同じレベルで導入するよというのを進めていただければ参加がし

やすくなるんじゃないかと思いました。

司会者

ありがとうございました。

皆さんのお話を伺っていると、やはり選任から実際の公判にかけての日程のとり方ってというのはやっぱり仕事をされている方も多いということを基本に、裁判所も工夫してなるべく負担がかからないようにということで考えなきゃいけないなっていうことを感じました。

あとはやはり要所要所で何か問題がありそうなところについては、裁判所のほうでいろいろまずは配慮して、皆さんどんな状況かと考えるのは、特に5番の方のお話を伺ってそれをすごく感じましたし、写真のほうについても皆さんに負担かからないような配慮が必要だろうということは皆さんのお話で了解できたところではないかと思います。

この辺のところ、皆さんからお話を伺いましたけど、裁判所のほうで負担の関係でこうしたほうがいいんじゃないかというお話はございますか。あるいは、特になければまたお考えいただくということで、大分時間も来ていますので、御参加の方々から何かここで質問であるとかあればお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

高津弁護士

弁護士の高津と申します。本日は貴重な御意見ありがとうございました。

2種類ほどあるんですけども、まず1点目に負担という関係で、被告人や証人の方に対して質問をするということ自体に負担を感じられたかどうか、また負担を感じたという場合に、裁判官にかわって質問してもらおうとかそういうことがあったかどうかということが1個目。

2個目が、ちょっと量刑のことに関して、最後検察官の求刑があると思うんですけど、弁護側で、これの件に関してはこれぐらいの量刑が妥当だと弁護人は考えますよという意見があったかどうか。それがあったとしても弁護

人が根拠を示していたか。また、その根拠をもって言ったことが考慮すべきと感じたかどうかという点に関して御意見いただければと思います。

司会者

いかがでしょうか。1点は質問ですね。それについて負担を感じられたかどうか。初めは皆さんなかなか質問しにくいところで、だんだん慣れてくると結構されるという方が多いかと思いますが。

4番

私、最終日に質問させていただきました。どうしてもやっぱり心情を知りたかったものですから、弟さんを殴る、弟さん本人は亡くなってしまったわけですけども、もし弟さんが生きていたらどう思ってたらと思いますかと聞きましたら、長い沈黙がありまして、どうして殴ったのって弟は思っていると思いますと言われまして、そこで自分なりの判断を下す一つのこととなりました。逆に、負担になったというよりも、聞かなければどうしても自分の気持ちが決められなかったことは確かです。

司会者

弁護人のほうからこれぐらいが適当ではないかという意見が述べられた事件だったですかね。

4番

そうですね。言われました。ただ、量刑のお話は別にしまして、これも私が疑問を感じたことなんですけど、やはり検察官の方のおっしゃっている言葉はすごく胸にすんと落ちてくるんですけども、実は弁護士の方の話っていうのは全然胸に響かなくて。

司会者

ほかの方はいかがですか。質問の点でも弁護人の意見でも、どちらでも結構です。

2番

法廷内の質問は1回させていただきました。ただ、どこまで突っ込んで質問していいのか、で、誘導は絶対いけないと思ったので、ある事象があって、これはどうしてですかという質問をしたら、記憶にないと。それ以上何も聞けなくなったんで、そういうときにはどうしたらいいのかなというのがちょっとわかりませんでした。

あと、私の場合は弁護側と検察側で量刑がかなり差がありました。弁護側が懲役10年で、検察側が懲役20年、10年の開きがありました。じゃあ、これをどうするかということで、みんなで一つ一つ検討していきました。そういうことに関してはすごくよかったかなと思いました。

司会者

ほかの方、いかがですか。おやりになって、やっぱり負担だったとかすごく嫌だったとか、そういう印象の方はいらっしゃいますか。先ほど4番の方からお話があったとおり、これは自分でどうしてもやっぱり聞いておこうと、2番の方のお話のようにここから先聞いていいかなどうかなって迷ったところあっても、やっぱり自分としてはある程度聞きたくて聞いているのでそんな負担にはならなかったということでしょうか。いかがでしょうか。

8番

私も法廷で1回質問させていただいて、これは被告人の方に質問させていただいたんですけども、これについては特に抵抗感があったということではなくて、むしろ、裁判官の方が質問されたときとは違った感じでといいますか、一生懸命答えてくれたなという印象があったので、これについては質問する機会があってよかったなと感じました。

実はこれ、普通に証人で主犯格の共謀したとされる方がおりまして、この方、いわゆる暴力団組員の方だったんですね。法廷内でも別で被告人となっているということもあって、ほとんど黙秘されていたんですけど、それでもなおかつ、何ていうんでしょう、異様な空気を、ある意味オーラがあるとい

うんですか、すごみのある方で、この方にはちょっと質問できないなど。非常にそれについては負担というよりは抵抗を感じましたし、質問しようとも思わなかったですね。思えなかったということがありました。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。

5 番

私の場合は、初日の審理では特に何もなかったんですが、審理が終わって評議室に戻る都度、裁判長のほうから、今回どこか疑問ありませんでしたかというようなお話があったりですとか、裁判員の皆さんから、ここがよくわからなかったとかみんな確認をしながらの日々だったんですね。初日はここがわからなかったって言うと、裁判長や裁判官の方々が直接質問して下さって、2日目になって同じようにここがわからなかったっていう話をしたときに、じゃあ、思い切って御自分で聞いてみたらどうですかっていう提案があって、初めてそこで直接質問するんだっていうことがわかりまして、私が最初に言われたので、まだ裁判というものに対してというか、事件も事件だったので、そういうふうにな人を殺した人に話を聞いてちゃんと答えを返してくれるんだろうとかそういう不安や、法廷で何かを発言するっていう不安もありまして、最初、いや、私ではちょっとみたいな感じでお断りをしたんですが、裁判長が、かわりに裁判官が質問してもいいけれども、質問して返ってきた答えに疑問を持つかもしれないとおっしゃって下さって、そういう場合にそれぞれの疑問の持ち方は違うからクリアにしておいたほうが自分の中で後悔をしないで済むんじゃないかっていうお話と、一応、質問はありませんかと振りますが、どうしてもそのときに言いたくない、できないと思えば、かわりに僕が聞くので、そのときまでに心を決めてくださってというふうにおっしゃっていたので、実際に言われたときにやはりどうしてもお話を聞けば聞くほど質問してみたいと思いましたし、裁判長も、裁判

員制度になってからとても被告人は裁判員に対してどう答えるかということ
をきちんと理解をしているというか、重く捉えているので、質問に対してむ
ちゃな答え方はしないと思いますとお話があったので、そこも安心して質問
ができたというか。質問することでほかの方も質問されたりとか、別の日に
も、被告人が2人いたんですが、その都度やはり思ったことはクリアにした
いと思って質問はできるようになったので、最初、こういったものがあると
思っていなかったんですが、あってよかったなと今は思います。

司会者

全体としてはとにかくここ聞いておいたほうが良いということをお聞きにな
って、余り負担感はお感じになってないというところでしょうか。

大分時間が押してきましたが、報道関係の方もいらっしゃっていますが、
何か質問等ありましたらお願いいたします。いかがですか。

甲社A記者

本日、お話を伺って、皆さん、少なくない負担を負って裁判に臨まれたと
思うんですが、そういった負担を感じてもなお、次の機会があったら参加し
たいと思うか、あるいはそういった負担を国民が負うことによつての、やっ
ぱり、裁判員裁判の制度が本当に必要なんだと思うかどうか。もうちょっと
やり方をよく考えたほうがいいんじゃないかとか、何か今、お感じになって
いることはございますか。

司会者

いかがでしょうか。

4番

もう一回選ばれたらもう一回やらせていただきたいと思います。

ただ、私も思ったのは、裁判にこんな素人が入っていいのかと思いました、
実は。女性の裁判官でしたが、質問しました。そうしたら、いいんです。今
までやっぱりどうしても誰も見えないところでの話が進んでしまつて裁判を

決してしまうということがずっと何年も続いてきたと。そこに法律的には素人かもしれないけれども、知識があろうがなかろうが、ただ単なる人生として知っていることって、その方たちなんかより多い人だっているわけだから、そういった方のランダムなそういった意見が入ってきて、それを反映できるようになったということはとってもいいことなので、素人がかきまぜていいのかみたいなそういった考え持たないでくださいと言われました。まさに、私はそれは目からうろこのような気がしまして、ああ、そうだなと思いました。なれ合いの中でいってしまうと何が起きるかやっぱりわからないので、すごくいいことを言っていたなど、それは感じました。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。

どうでしょう、皆さんにお聞きしたいんですけど、もう一度言われたらやってもいいという方はどれぐらいいらっしゃいますか。6人の方ですか、1, 3, 4, 5, 7, 8の6人の方。ほかの方はちょっともうよろしいですか。

6番

一度経験しましたので、ぜひほかの方にもやっていただきたいという理由で次、選ばれたらちょっと辞退したいなど。いろんな人に、皆さんにやっていただいて、この裁判員裁判というのはもっと社会に浸透すればいいなというふうに思っています。

司会者

ありがとうございます。裁判員が嫌だということではないようで安心いたしました。

ほかの方はもう一度自分でやりたいと、こういうあたりでしょうか。いかがですか、その辺。

8番

私はやっぱりいろんな方にやっていただきたいと思います。

司会者

それはそれで、ただ、御自身で例えばもう一度どうですかと言われてたらどうされますか。

8 番

せっかくなんでやってみたい。

2 番

私もそうです。

司会者

2 番の方もそうだと。

2 番

一応義務でもあるし、ただやっぱり 6 番の方と一緒に、いろんな方が経験されたほうがいいなど。どうしてもやらざるを得ない状況になったら、それはやります。

司会者

もうやりたくないっていう方は、ちょっと言いにくいかもしれませんが、皆さん、そういうことではないですかね。

4 番

5 番の方もおっしゃっていましたが、これだけ裁判所の内側の方はこんなに優しい。でも、最初言いましたように、まるで被告人のような扱いを受けるんじゃないかみたいな、なんでそんな思いまでして仕事休んで行ってやらなきゃいけないんだっていう気持ちがすごくあるんですね。あの文面を読んだらみんなそう思うんですね。すごく、そここのところの導入口がすごくまづいんじゃないのかと。私は、ですから、冒頭に申し上げましたように、本当に表面から見たら裁判所は嫌いですけども、内側に入っているいろんな方と、自分より知識のあるいろんな方とお話ししているうちに、これはすごくいい経験だったなど、一生の宝物だなと感じるようになりましたので、本当にぜひ、

選ばれた人に関しましては躊躇なくやったほうがいいですよと言いたいですけども、何せ文面があんな文面だったので、誰も行きたくないと思います。

司会者

その点はどうもひっかかる、考えなきゃいけないところではないかとは思っています。

ほかの方、いかがですか。よろしいですか。

横田副部長

よろしいでしょうか。時間もございませんので、いろいろ検察官の立証について伺いたいこともあったんですけども、最後、検察官の言っていることがすごく胸にすんと落ちたけれどもというふうなお話を聞きまして、大変御理解いただいたということでありがたいことだと思っております。

司会者

大変時間も押してまいりましたが、先ほどちょっと図らずも次に裁判員になる方に向けてのメッセージということで、ぜひ皆さんからは機会があればやっておいたらいい経験になるのではないかとということもいただきましたけども、ほかに、この際、最後に何かメッセージも含めて、この場で発言されたいという方がいらっしゃれば伺いますが、いかがでしょうか。

1 番

皆さんおっしゃられているとおりに、やはり一度経験すると非常に貴重な経験で、人生においても非常に有効な知識を得られると思っております。ですので、参加した方に関しては、逆にそのような理解を得られているんですけども、むしろ参加していない人、来る前にお断りされた方、実際に私の姉が前年に選ばれておりまして、子育てを理由に断っているんですね。内情はやっぱり行きたくなかったってところが強くあったということで聞いております。ですので、そういった人たちに向けて理解を進めていただくことがやっぱり最重要なんではないかと。せっかくの機会ですので、皆さんに、

強制ではなく参加することにいろんな意義があるということを広めていただければと思っております。

司会者

ありがとうございます。最後に裁判所の広報活動，考えなきゃいけない部分があったなど，今日は本当にその点は皆さんのお話を伺って痛感いたしました。

そろそろお時間も参りましたので，それでは，本当に今日は長時間にわたり，どうもありがとうございました。これからも法曹三者，力を合わせて裁判員制度をよりよいものにしていきたいと考えております。今回の皆さんの貴重な意見をそれに生かさせていただきたいと思っております。本当に今日はどうもありがとうございました。